

条例の概要

条例の目的

手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及することが目的です。

条例の基本理念

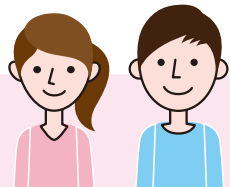
手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的遺産であり、また、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者がその他の者と等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行わなければなりません。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するための施策を行います。

市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めます。



事業者の役割

事業者は、市の施策に協力するよう努めます。

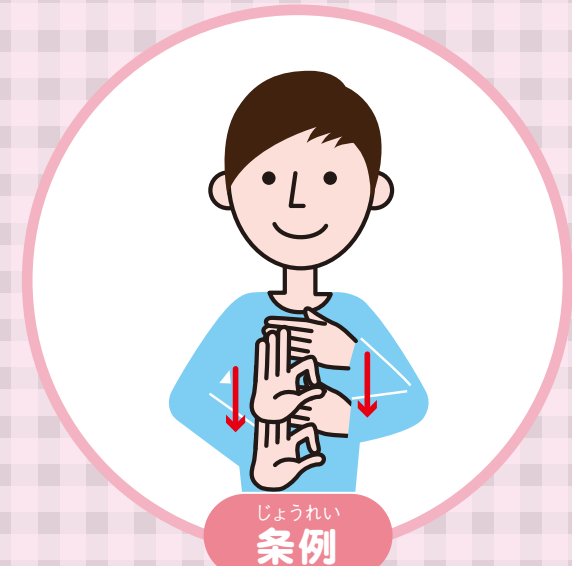
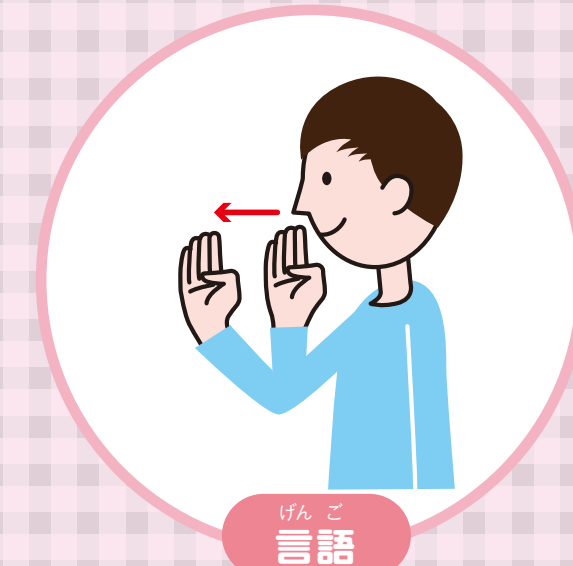
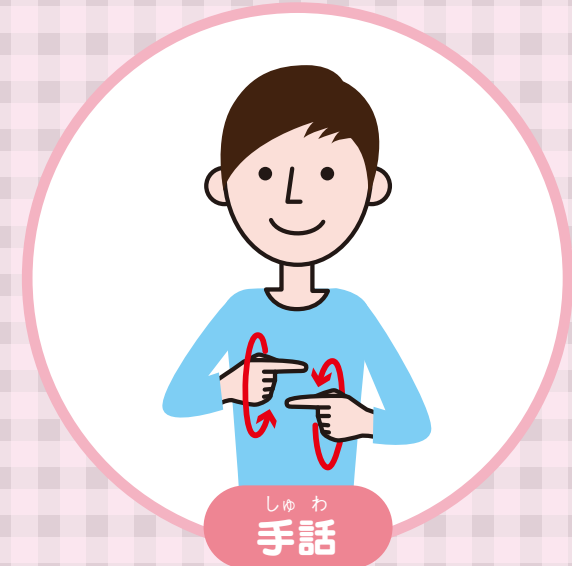


札幌市

SAPPORO

手話言語条例

平成30年3月6日施行

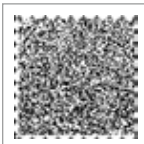


《発行》札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所3階



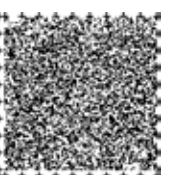
02-F04-18-496
30-2-401



【でんわ】011-211-2936 【ファクス】011-218-5181

【電子メール】communication@city.sapporo.jp

手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される「言語」です。



しゅわ げんご
手話は言語

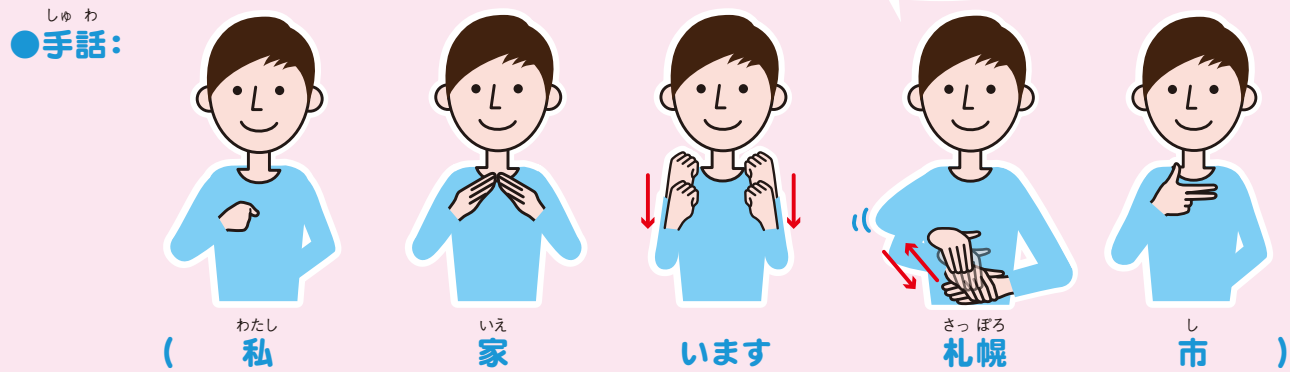
げんご ひと ひと いし かんじょう つた あ しゅだん ろんり しこう ちてきかつどう
言語は、人と人が意思や感情などを伝え合う手段であり、また、論理や思考などの知的活動
きそ 基礎となるものです。手話は、音声言語とは異なる独自の文法体系を有し、手や指、表情などに
ひょうげん 表現される言語です。

にほんご えいご くに ちいき しよう しゅわ こと にほんご
日本語や英語があるように、国や地域によって、使用される手話は異なります。また、日本語に
ほうげん 方言があるように、日本国内でも、手話の表現が異なる場合があります。

しゅわ ぶんぽう
手話の文法

しゅわ にほんご て うご おか にほんご こえ ひょうげん
手話は、日本語を手の動きに置き換えたものではありません。日本語が声で表現されるように、
しゅわ どうじ ぶんぽう も げんご て うご ひょうげん
手話という独自の文法を持つ言語が、手の動きなどにより表現されます。

●日本語：私は札幌市に住んでいます



※手話の表現方法は様々であり、このとおりでなければ通じないということではありません。

しゅわ まな
手話を学ぶには

●手話講習会に参加する

毎年、3月から受講生を募集しています。

初歩的な日常会話を学べる手話講習会からスタートしてみましよう。

手話講習会
(初歩的な日常会話)

中級手話講習会
(初歩的な意思疎通支援)

手話通訳者養成講座
(手話通訳者をめざす)

なお、札幌聴覚障害者協会等でも講習会等を開催しています。

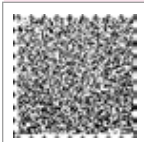
連絡先：札幌聴覚障害者協会 (TEL633-7575 FAX633-7600)

●地域の手話サークル活動に参加する

お住まいの地域の手話サークルに参加し、行事などを通じて手話を学んでみましよう。

連絡先：札幌手話サークル連絡協議会 (問合せ時間帯：13:00~16:00 TEL631-6747)

札幌市視聴覚障がい者情報センター内



きほんてき しゅわ まな
基本的な手話を学んでみよう

